

副
本

令和4年(行ウ)第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島章太

被告 千葉県

第3準備書面

令和5年10月7日

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士

同

被告指定代理人

同

同

同

同

同

同

同



(以下、本書面における略語については、第1準備書面及び令和5年2月28日付け被告第2準備書面(以下、「第2準備書面」という。)の記載と同一とする。)

第1 原告の令和3年1月より前の各勤務日における労働時間について

原告の各勤務日における労働時間は、庶務共回事務システムの都合上、現時点では甲第2号証のような表形式で見ることができなくなっている。

原告が釈明を求めた令和3年1月より以前の勤務日のうち、原告が被告に任用された平成31年(令和元年)4月1日から令和2年3月31日までにに関する情報について、庶務共回事務システムに登録されている原告の情報について抽出した(乙第25号証)。

なお、原告も訴状5頁において令和2年3月半ばから退職日までの間、「休職」していたことを認めているところ(なお、正確には、令和2年3月23日から同月末まで療養休暇を取得し(甲第3号証)、令和2年4月1日付けで同年4月30日まで地方公務員法28条2項1号の規定による休職が命ぜられ(乙第26号証)、同年5月1日付けで期間が同年10月31日までに更新され(乙第27号証)、同年11月1日付けで期間が令和3年3月31日までに更新され(乙第28号証)、同年4月1日付けで期間が同年9月30日までに更新され(乙第29号証)、同年10月1日付けで期間が令和4年3月31日までに更新された(乙第30号証)。)、原告が釈明を求めた令和3年1月より以前の勤務日のうち、令和2年4月から12月までについては実際に勤務しておらず、勤務開始時間や終業時間を示すデータというものは存在しえないし、この期間は実際に勤務していない以上、原告の勤務実態を示すものではないことから、釈明の求めには応じない。

第2 乙第25号証についての説明

勤務予定区分に「A勤務」と記載されている日については、第2準備書面5頁において説明したA勤務であり、始業時間が午前8時30分、終業時間が午後5時15分、休憩時間が正午から午後1時までとなるものである。

勤務予定区分に「夜間勤務」及び「明け勤務」と記載されている日は、第2準備書面5頁で説明した夜間勤務及び明け勤務であり、午後0時30分を始業時間、午後3時から午後4時までを休憩時間、翌日午前1時から午前5時30分までを仮眠時間、翌日午前9時30分を終業時間とする日である。

時間外勤務開始時間及び時間外勤務終了時間は、原告が時間外勤務を開始した時間及び終了した時間として申請した時間であり、業務内容は原告が時間外勤務で行ったとして申請した内容である。すなわち、第1準備書面第1の3(4)ウ及び第2の1(1)で主張したとおり、原告は時間外勤務を行う際には行う業務内容と時間とを申告しており、当該時間以外に具体的な業務を行っていたものではなく、原告が当該時間以外に具体的な業務を行っていたことを示す証拠は提出されていない。

令和元年5月15日、同年6月9日は「早出(保護課)」と記載されているところ、これらの日の所定勤務時間は、第1準備書面別紙2及び別紙3のこれらの日の正規の勤務時間欄記載のとおり、始業時間が午前7時、終業時間が午後3時45分である。

なお、出勤簿(甲第3号証)において、「研修」との記載がある日は、原告は被告の実施する職員研修を受講しており、市川児童相談所での勤務は行っていない。また、出勤簿(甲第3号証)において、「出張」との記載がある日も原告は出張して業務を行っていたため、市川児童相談所での勤務を行っていない。

第3 今後の進行について

被告は、原告の賃金計算等の主張をまって、これまでの原告の主張にまとめて認否・反論等を行う予定である。

以 上